目　次

第１章　プランの基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

１．プラン策定の趣旨
２．プランの目的
３．プランの性格と期間
４．プランの構成

第２章　プランの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

プランの体系　～『男女共同参画社会の実現を目指して』～

Ⅰ　男女共同参画の意識づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
１．あらゆる機会における意識改革の推進
２．共に支えあう社会づくり
３．男女共同参画の視点における教育の推進

Ⅱ　男女が共に働きやすい環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
１．政策・方針決定の場への女性の参画促進（秩父市女性活躍推進計画）
２．多様化する就業形態の環境整備（秩父市女性活躍推進計画）
３．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（秩父市女性活躍推進計画）

Ⅲ　男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・P１３
１．生涯を通じた健康づくり
２．高齢者・障がいを持つ人の暮らしやすいまちづくり

Ⅳ　人権が尊重される社会づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P１６
１．あらゆる暴力の根絶（秩父市ＤＶ防止基本計画）
２．人権の尊重と国際理解

第３章　プランを推進するために　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P１９

１．理解を深めるための措置
２．活動に対する支援
３．計画の進行管理

参考資料

第１章　プランの基本的な考え方

１．プラン策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等、基本的人権の尊重がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。しかし、性別による役割分担意識や、それに基づく社会の制度・慣習は依然として身近に存在し、個人の意識の中にもいまだに差別や偏見、役割分担に対する固定的な考え方などが残されています。一方、家族や地域を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国際化・情報化による社会経済の進展、および個々の価値観や意識の多様化など急速な変化を遂げており、大きな転換期を迎えているといえます。このような状況に対応していく上でも、家庭・職場・地域等において、一人ひとりが互いを大切にし、男女の人権が尊重され、対等な立場で共に責任を担い、政治的、社会的および文化的利益を享受できる環境づくりを進めることが最優先課題とされています。また、令和２年（２０２０年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は未曾有の危機をもたらし、特に女性がその大きな影響を受けています。雇用情勢の悪化による女性の貧困問題、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化が懸念され、これまでの社会環境における女性・女児の脆弱性が明らかとなりました。このことから、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層加速させていく必要があります。

本市では、平成 18 年度に「２００６デュエットプランちちぶ」（計画期間：平成 18 年度～平成 27 年度）平成 23 年（2011 年）11 月に「２０１１デュエットプランちちぶ」改定、その後、「２０１７デュエットプランちちぶ」の計画に沿って推進してまいりました。国、県の動向を踏まえ一部見直しを行い「２０２２デュエットプラン」を策定するものです。

２．プランの目的

このプランは、一人ひとりが互いを大切に思い、男女の人権が尊重される「男女共同参画社会」を実現するために本市が進むべき方向を掲げ、総合的、計画的に進めることを目的とします。

３．プランの性格と期間

このプランは、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女共同参画社会（＊1）の実現に向け、本市の特性に応じて策定するものです。また、国の男女共同参画基本計画や埼玉県男女共同参画基本計画と方向性を同じくするとともに、秩父市総合振興計画やその他本市が定める諸計画との整合性を保つ内容としています。

このプラン中、重点目標「Ⅱ男女が共に働きやすい環境づくり」での施策の方向「１政策・方針決定の場への女性の参画促進」、「２多様化する就業形態の環境整備」、「３仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と言う。）第６条第２項に基づく本市の「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策につい

ての計画」（以下「秩父市女性活躍推進計画」と言う。）に当たり、重点目標「Ⅳ人権が尊重される社会づくり」の施策の方向「１あらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」と言う。）第２条の３第３項に基づく本市の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「秩父市 DV 防止基本計画」と言う。）に当たります。

この計画の期間は、令和４年度（２０２２年）策定の日から令和８年度（２０２６年）とします。また、１０年間の時限立法である女性活躍推進法に基づく秩父市女性活躍推進計画においては、計画の期間を、策定の日から令和７年度（２０２５年）とします。

（＊１）男女共同参画社会基本法では「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

４．プランの構成

４項目の重点目標（プランの基本）

〇男女共同参画の意識づくり

身近な家庭・地域・職場での慣習やしきたりを男女共同参画の視点から見直し、市民一人ひとりが互いを大切に思い尊重され、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていきましょう。

〇男女が共に働きやすい環境づくり

男女がともに心豊かで、責任や喜びを分かち合う社会を築いていくために、女性の個性や能力を、職場や地域活動、今後のまちづくりに反映させましょう。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となった多様で柔軟な働き方を普及していく必要があります。さらに、政策・方針決定や企画立案に男女が対等な機会と立場で関われるようにしましょう。

〇男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり

人生 100 年時代の中、誰もが共にいきいきと暮らしていくには、一人ひとりが健康で充実した生活を送ることが大切です。そのためには、ライフステージに合わせて、それぞれの体の特性を十分理解し、互いに思いやりを持つとともに、健康はつくるものという意識を持ちましょう。

〇人権が尊重される社会づくり

家庭や地域で起きている人権侵害に対して敏感な目を持ち、いかなる差別や暴力も許さないという意識を持って行動しましょう。人権に対する関心と理解を深め、障がい者や外国人、LGBTQ など特別な配慮を必要とする人への支援をすることで、お互いの生命や人権を尊重する心を持ちましょう。

１０項目の施策の方向（重点目標を達成するために取り組む施策の方向）

２２項目の具体的施策（施策の方向を実現するための具体的施策）